

第156回国会閣第98号に対する修正案

第156回国会衆議院法務委員会可決

裁判の迅速化に関する法律案に対する修正案

裁判の迅速化に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中「適正な」を「適正で充実した」に改める。

第七条中「行う者」の下に「（次項において「当事者等」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

第八条第一項中「総合的」の下に「、客観的」を加える。